

処理のスケジュール（例）

東日本大震災における処理のスケジュール例として、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成 23 年 5 月 16 日、環境省）、岩手県及び宮城県の処理計画に記載されたスケジュールを以下に示す。

出典：東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成 23 年 5 月 16 日、環境省）

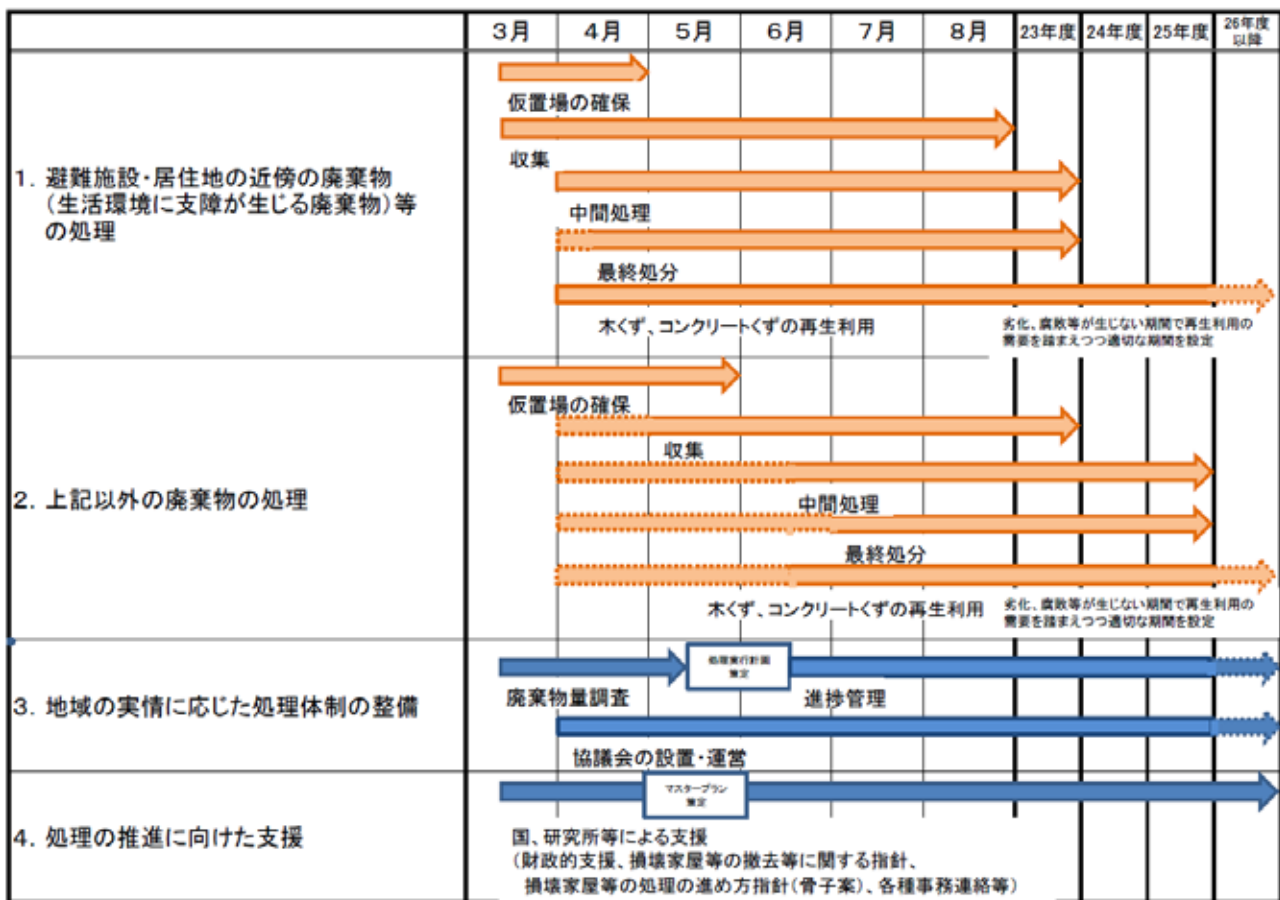
【災害廃棄物の処理に向けたスケジュール】

（１）仮置場への移動

- ・生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）：2011 年（平成 23 年）8 月末を目途の仮置場へ概ね移動する。
- ・その他：2012 年（平成 24 年）3 月末までを目途に移動する。

（２）中間処理・最終処分

- ・腐敗性等がある廃棄物：速やかに処分する。
- ・木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの：劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。
- ・その他：2014 年（平成 26 年）3 月末までを目途に処分する。



出典：「岩手県災害廃棄物処理詳細計画 第二次（平成 25 年度）改訂版」（平成 25 年 5 月、岩手県）

【災害廃棄物処理の全体工程表】

仮置場の復旧（破碎・選別施設等の撤去を含む）に数カ月を要することから、災害廃棄物の処理自体を平成 25 年 12 月末に終了させることを原則としている。

大項目	小項目	平成23年度				平成24年度				平成25年度					
		4~6月	7~9月	10~12月	1月~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月~3月		
検討・各種調整等	処理処分先の検討・計画策定等	→													
	各処理処分先等との調整	→													
	仮置場跡地利用照会	→													
県内処理	仮置場 処理施工	一次仮置場	→												
		搬入・仮置き	→												
		粗選別	→												
		跡地調査・整地・土地返却	→												
	二次仮置場	二次仮置場用地選定	→												
		処理設備搬入・組立	→												
		破碎・選別	→												
		処理設備解体・撤去	→												
	既設焼却施設	市町村協議	→												
		試験焼却(必要とする市町村)	→												
	仮設焼却炉	宮古地区	設計・建設・試運転	→											
			焼却	→											
釜石市		解体	→												
		試運転	→												
セメント工場	焼却	→													
	セメント資源化	→													
	土工資材化	→													
最終処分場	最終処分(焼却残渣を含む)	→													
広域処理	焼却、最終処分	→													

<凡例>  
 : 検討、調整、設計、試運転等  
 : 処理・処分等の実施  
 : 解体・整地等

出典：「災害廃棄物の処理状況について」（宮城県）

